

◆貸金業法改正に伴うお借り入れルール変更のご案内

平成22年6月18日に貸金業法が最終施行され、「総量規制」がおこなわれることとなります。これに伴い、お客さまのお借り入れルールが以下のとおり変更になります。

◇お借り入れルールの変更とは？

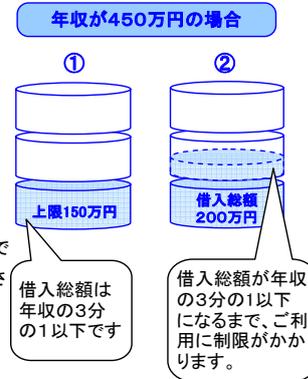
総量規制の導入に伴い、お借り入れ総額が、原則「年収の3分の1以内」に制限されます。
※一部対象外となる借入もございます(詳しくは[日本貸金業協会のホームページ](#)をご覧ください)

◆総量規制

- ① 複数の金融会社(※1)よりお借入れがある場合、お借入総額(※2)が、年収の3分の1以内に制限されます。
- ② お借入総額が年収の3分の1を超過した場合は、新たなお借入れに制限がかかり、借入枠内であってもお借入れができない場合があります。

※1 金融会社・・・クレジット会社、信販会社、消費者金融会社等

※2 借入総額・・・弊社のご利用可能枠+他社のご利用残高≤年収の3分の1で判定をし、年収の3分の1を超える場合には新たな貸付けの制限をすることが、法律で義務付けられます。(住宅ローンやマイカーローンなど借入総額から除外されるものや、医療費や事業性資金等、お借り入れ総額が年収の3分の1を超えても取組が可能となる場合があります)
(詳しくは[日本貸金業協会のホームページ](#)をご覧ください)



◆上限金利の引き下げ

貸金業法の最終施行に伴い、上限金利が29.2%⇒20.0%へ引き下げとなります。
弊社では、お客さまのご利用可能枠に応じて貸付け利率を以下のとおりとさせていただきます。

| | | |
|------|-------------------|------------|
| 貸付利率 | ご利用可能枠が100万円未満の場合 | ～18%(実質年率) |
| | ご利用可能枠が100万円以上の場合 | ～15%(実質年率) |

◇「収入額を証明する書面」のご提出について

総量規制の導入に伴い、弊社からの借入残高が50万円を超える場合、または弊社を含む他の貸金業者からの借入総額(上記※2)が100万円を超える場合には、「収入額を証明する書面」の提出が必要となります。

詳しくは下記をご覧ください↓

<http://www.aplus.co.jp/notes/attention23.html>

◇CD・ATM手数料のご負担に関するお知らせ

貸金業法最終施行に伴いまして、キャッシング・カードローンご利用時のCD・ATM手数料を、以下のとおりお客さまにご負担いただくことを予定しております。

| ご利用内容 | ご利用金額 | CD・ATM手数料 | 手数料負担開始予定日 |
|------------|-----------|-----------|--------------|
| CD・ATMのご利用 | 10,000円以下 | 105円(税込) | 2010年6月18日以降 |
| | 10,000円超 | 210円(税込) | |

注)開始日につきましては貸金業法の最終施行日以降を予定しておりますが、確定次第改めてホームページ等でご案内をさせていただきます。

●お問い合わせ先

カスタマーサポート
0570-064595

[受付時間] 9:30～17:30 (日祝休)

※お電話の際はもう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください